

## 2025年（令和7年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）2月14日（金）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）2月14日（金）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）2月28日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 福山市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取に対する答申について

### 6 協議及び報告事項

- (1) 農地法等に関わる専決処分・届出等について

### 7 出席委員

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 2番 土屋 智樹  | 3番 沖 賢二   | 4番 野田 幸男  |
| 5番 寶諸 孝也 | 6番 佐藤 泰造  | 7番 小林 輝仁  | 8番 石井 洋子  |
| 9番 岡本 卓也 | 10番 安原 理雄 | 11番 能宗 秀典 | 12番 下江 京子 |
| 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 | 15番 谷本 耕造 |           |

### 8 欠席委員

### 9 その他の出席者

0名

### 10 事務局出席職員等

		事務局次長	杉原 信広
事務局	藤岡 貴世	松永出張所	花田 宏
北部出張所	藤井 勝俊	神辺出張所長	谷田 慎治
神辺出張所	板谷 浩司	沼隈出張所	松原 美和
農業振興課	延平 光雄	農業振興課	森上 実奈

### 11 議事内容

午前10時00分

<p>事務局次 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから2025年（令和7年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日所要のため、事務局長は欠席しており、進行については事務局次長が務めます。</p> <p>谷本会長、会議の進行をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>— 開会挨拶 —</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>出席委員15名全員出席ですので、本会議は成立します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行いません。</p> <p>議席番号 4番 野田幸男（のだ ゆきお）委員と 議席番号11番 能宗秀典（のうそう ひでのり）委員をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>2025年（令和7年）第2回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書についてです。</p> <p>議案書次第4議事について、「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を「福山市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取に対する答申について」に訂正をお願いします。</p> <p>次に議案書（別冊）についてです。</p> <p>6ページ1番の施設欄について、「露天駐車場及び住宅1棟」を「露天駐車場及び農家住宅1棟」に訂正し、備考欄に経営面積：1,252平方メートル（1ページ1番の許可後）を追加。</p>

<p>事務局 (つづき)</p>	<p>次に7ページ1番について、所在欄・地番欄に「引野町字南谷 357 - 2」、登記地目欄「宅地」、現況地目欄「畑」、面積欄「34.12 平方メートル」を追加し、これに伴い、合計欄「畑 3 筆 789 平方メートル 計 3 筆 789 平方メートル」を「畑 4 筆 823.12 平方メートル 計 4 筆 823.12 平方メートル」に訂正。続く備考欄の「併用地：325.02 平方メートル」を「併用地：290.9 平方メートル」に訂正。</p> <p>次に9ページ10番・11番について、備考欄に「農振」を追加。 追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、2月21日の午前8時50分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名 全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、坪生町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、伊勢丘の受人が、春日町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、2月25日の12時55分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p>

<p>委員 4番 野田 (つづき)</p>	<p>委員10名中9名の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号1件、議案第4号1件、合計5件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、箕島町の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、2月25日、午前9時10分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号3件、議案第5号1件、合計9件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から8番について報告します。</p> <p>4番は、松永町二丁目の受人が、神村町の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>5番は、高西町四丁目の受人が、本郷町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜、花き、果樹を栽培する計画です。</p> <p>6番と7番は関連案件です。瀬戸町の受人が、6番で長崎市の渡人から、7番で藤江町の渡人ほか2人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番は、金江町の受人が、広島市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

委員  
10番  
安原

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、2月25日の午前11時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員13名全員の出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号2件、

合計16件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ9番から4ページ16番について報告します。

9番は、北本庄一丁目の受人が芦田町福田の渡人の申請地を使用貸借権で5年間借り受け、クワイを栽培し新規就農するものです。

10番は、坪生町三丁目の受人が、駅家町弥生ヶ丘の渡人から申請地を贈与により譲り受けて、果樹や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。

11番は、駅家町上山守の受人が、現在申請地の3筆に利用権を設定し、令和7年4月30日まで、借りられています。引き続き耕作するため、令和7年5月1日から3年間、使用貸借権により、季節野菜を栽培するものです。

12番は、駅家町上山守の受人が、大阪府枚方市の渡人の所有する申請地と隣接する宅地を譲り受け、転居された後、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。

13番は、新市町上安井の受人が、千葉県市川市の渡人から申請地を譲り受け、花卉を植栽し経営規模を拡大するものです。

4ページ14番は、広島市安佐南区の受人が、京都市右京区の渡人の所有する申請地と隣接する6ページ4番の申請地及び宅地を譲り受け、転入された後、季節野菜を栽培して新規就農するものです。

15番は、新市町戸手の受人が、東京都国立市の渡人の所有する申請地を使用貸借権により借り受け、現在耕作している隣地と併せて、水稻栽培するもので、経営規模を拡大するものです。

16番は、新市町宮内の受人が、自宅に近い申請地を府中市広谷町の渡人から譲り受け、果樹や季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。

受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

以上です。

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>1 3 番</p> <p>山本</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、2月25日、午前9時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号6件、議案第3号1件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ17番から5ページ22番について報告します。</p> <p>17番は、申請地の八尋の田316㎡について、八尋の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜を栽培して新規就農をするものです。</p> <p>18番は、申請地の下竹田の田772㎡について、新湯野の渡人から、現在申請地を利用権設定で借り受けて耕作している下竹田の受人が、期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、畑として耕作し、野菜を耕作して貸借の継続をするものです。</p> <p>19番は、申請地の下竹田の田1,075㎡について新徳田の渡人から、下竹田の受人が10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して新規就農をするものです。</p> <p>20番は、申請地の下竹田の田1,714㎡について東京都清瀬市の渡人から、下竹田の受人が10年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して新規就農をするものです。</p> <p>21番は申請地の下竹田の田1,319㎡について、徳田の渡人から、東京都青梅市の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経営規模拡大を図るものです。</p> <p>22番は、申請地の平野の田2筆計1,340㎡について、平野の渡人から、花園町の法人が3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、くわいを栽培して経営規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
--	--

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>坪生町の申請人が、申請地に露天駐車場及び住宅1棟を建築するものです。場所は、坪生小学校の北、約1.2キロメートルです。</p> <p>なお、現地は駐車場として転用行為が行われておりましたので、始末書の提出を受けております。</p>

	<p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 2 番と 3 番について報告します。</p>
野 田	<p>2 番は、沼隈町の申請人が、申請地を通路として拡幅し、整備するものです。</p> <p>場所は、広島県立沼南高等学校の北東、約 4 0 0 メートルです。</p> <p>3 番は、駅家町の申請人が、申請地を進入路として整備するものです。</p> <p>場所は、内海支所の南東、7 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 0 番	<p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページ 4 番について報告します。</p>
安 原	<p>4 番は、追認許可案件です。京都市右京区に住む転用者が、所有する土地建物を処分するため、境界確定したところ、物置が一部農地にはみ出していたため、分筆して宅地に転用するものです。そのため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は網引小学校の北 9 0 0 メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第 2 号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、</p>

事務局 (つづき)	<p>第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適法かつ適正であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、春日町の受人が、滋賀県守山市の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、旭丘小学校の北、約600メートルです。</p> <p>2番は、坪生町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、特別養護老人ホーム1棟を建築するものです。場所は、坪生小学校の北東、約1.5キロメートルです。</p>

	<p>現地調査をしましたが、どちらも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 番について報告します。</p>
野 田	<p>3 番は、岡山市の法人である受人が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、福山市津之郷小学校の北西、約 3 0 0 メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、4 番から 6 番について報告します。</p>
小 林	<p>4 番は、西町一丁目の法人が、能島一丁目の渡人から譲受けて、露天駐輪場及び露天駐車場を設置するものです。場所は、浜池から、東へ約 3 0 メートルのところでは。</p> <p>5 番は、三原市の法人が、東京都目黒区の渡人から譲受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、小森池から、西へ約 1 1 0 メートルのところでは。</p> <p>6 番は、柳津町の受人が、金江町の渡人から譲受けて、住宅を建築するものです。場所は、藤江郵便局から、西へ、約 6 7 0 メートルのところでは。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員	<p>それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分</p>

<p>10番 安原</p>	<p>決定について」の8ページ7番から9ページ 11番について報告します。</p> <p>7番は、建設業を営む川口町二丁目の受人が廿日市市の渡人から申請地の4筆を譲り受け、建築用資材置場や駐車場に転用するものです。</p> <p>213-1・214-1の現地は既に埋め立てられ、駐車場として利用されているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は有磨小学校の東300メートルの所です。</p> <p>8番は、千田町二丁目にある、障がい福祉サービス事業者が申請地を御幸町下岩成の渡人から譲り受け、障がい者グループホームを建築するものです。</p> <p>場所は服部大池の北1.6キロメートルの所です。</p> <p>9ページ9番は、駅家町服部永谷にある建設業を営む法人は、近年、本市南西部で、土木工事の受注が増加しており、それに対するため、駅家町助元の渡人から申請地2筆と併用地の山林を譲り受け、併せた所要面積2,479㎡に露天資材置場と進入路を整備するものです。なお、現地は既に造成されているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は服部大池の北東900メートルの所です。</p> <p>10番は、駅家町万能倉の受人夫婦は親の所有する申請地に使用貸借権を設定して、農家住宅及び物置を建築するものです。なお、現地は既に物置が建築されているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は服部大池の南600メートルの所です。</p> <p>11番は、新市町宮内の受人が父の所有する田に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築するものです。なお、分筆された残地の田には排水口がなくなるため、宅内にU字溝を設け、全面道路の側溝に排水する計画です。</p> <p>場所は常金丸小学校の南1.5キロメートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。なお、全ての申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり ます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」9ページ12番について報告します。</p> <p>12番は、申請地の西中条の田1, 293㎡について、西中条の渡人から、東深津町の受人が譲り受けて、隣接地で受人が営む事業所の敷地を拡張して露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は中条小学校から、南へ約1,400メートルのところ です。</p> <p>現地調査を行いました が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の「3番」は山陽自動車道福山サービスエリアスマートインターチェンジからおおむね300メートル以内に存在するため、第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

	<p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 1番 佐藤	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番について報告します。 春日町の申請人が、昭和45年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、培遠中学校の北、約600メートルです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。 2番は、田尻町の申請人が、昭和60年4月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となっております。 なお、この申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の10ページ3番及び4番について報告します。</p>

<p>安原</p>	<p>3番は、加茂町百谷の大谷池の上流にあたり、平成5年4月頃から耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し、原野になったものです。</p> <p>4番は、駅家町法成寺の草広池の堤体の一部で、上手樋と底樋に囲まれた部分で、昭和60年4月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し原野となったものです。</p> <p>なお、3番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「福山市地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取に対する答申について」を上程します。</p> <p>担当課である農業振興課より説明をしてください。</p>
<p>農業振興課 職員</p>	<p>農業振興課の森上と申します。</p> <p>本日お時間をいただき、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の策定についてご説明をさせていただきます。</p>

<p>農業振興課 職員 (つづき)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、市では、本年3月末を期限とし、農業振興地域整備計画で定める6地区において、市街化区域を除いたエリアで、地域計画の策定を進めているところです。</p> <p>地域計画は、農業を担う者への農地の集積・集約化を基本として、推進する作物や、農業の担い手の育成・確保の方向性、農地中間管理機構の活用方法など地域における農業の将来の在り方を取りまとめた「計画書」と、担い手が概ね10年後に耕作をする農地や、所有者が貸出等の意向をお持ちの農地、また、所有者自身で営農を継続される農地などを地図におとした「目標地図」で構成されています。</p> <p>昨年度より地域計画策定に着手し、関係機関で構成している地域計画推進会議・地区推進部会及び地元での協議の場におけるご意見等を踏まえ、このたび地域計画案を作成いたしました。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方には、これまで各地区の推進部会及び協議の場で貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>地域計画の策定においては、法定手続きとして、農業委員会、JA、土地改良区、農地中間管理機構の関係機関から意見をいただくこととなっております。</p> <p>農業委員会では、総会の議案として諮っていただくこととしており、ご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、地域計画（案）及び目標地図（案）についてご説明させていただきます。</p> <p>地域計画（案）及び目標地図（案）は、昨年4月に農地所有者及び担い手を対象に実施した意向調査により把握した、農地利用の現状や今後の意向を踏まえて作成した地域計画及び目標地図の素案について、各地区で開催した協議の場で説明し、参集された農業関係者の皆様からご意見をいただき、作成したものです。</p> <p>地域計画（案）については、お手元の資料</p> <p>福山地区は1ページから7ページ</p> <p>松永地区は8ページから12ページ</p> <p>北部地区は13ページから18ページ</p> <p>新市地区は19ページから22ページ</p> <p>沼隈地区は23ページから27ページ</p>
-------------------------------	--

農業振興課

職員

(つづき)

神辺地区は28ページから33ページとなります。

代表して福山地区で説明いたします。

では、資料の地域計画（案）の1ページをお開きください。

中段「1 地域における農業の将来の在り方」と題して、区域内の農用地面積の状況について記載しています。

2ページには、「地域農業の現状と課題」として、地目別面積や担い手の情報・農地の集積状況を、中段には推進する作物等を含めた「地域における農業の将来の在り方」について記載しています。

そして、下段には、「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」として、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針や担い手への農地の集積・集団化の目標について記載しています。

2ページ最下段から3ページにかけては、「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」と題して、農用地の集積・集団化や多様な経営体の確保・育成に向けた取組等について記載しています。

次に、3ページ下段に記載する「4 地域内の農業を担う者一覧」については、別添として、5ページから7ページにかけて農業の担い手の名称とその経営作目や経営面積について、現状と目標年度に分けて記載するとともに、右側の目標年度の欄には、この後説明する『目標地図上の表示』として記号を記載しています。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

「5 農業支援サービス事業者一覧」と題して、福山市農業協同組合が窓口となって受託する作業内容と対象品目について記載しています。

地域計画において定めている事項についての説明は、以上となります。

続いて、「6 目標地図（案）」について説明します。

お手元の別資料の目標地図（案）をご覧ください。

目標地図は市街化区域を除く市内全域を対象に作成しますが、本日、お手元の資料の目標地図（案）には福山地区内において、担い手の集積が進んでいる箕島町の地図を用いて説明させていただきます。

（福山地区の全域を分割し）A1判の規格の目標地図もご用意していますので、ご希望のエリアがある場合は後ほどご確認ください。

改めまして、表紙の次のページの箕島町の地図をご覧ください。

協議の場でも説明させていただきました凡例ですが、赤色の農地は、目標

<p>農業振興課 職員 (つづき)</p> <p>議長</p>	<p>年度において担い手が耕作する農地を示しています。</p> <p>その上に記載する黄色のアルファベットと数字で構成する表示は、先程ご覧いただいた地域計画（案）の5ページから7ページに記載する、地域内の農業の担い手一覧中の『目標地図上の表示』の欄に記載する表示と合致しており、（担い手の）どなたの耕作地かがわかるようになっています。</p> <p>次に、緑色の農地は、目標年度においても継続して所有者自らが耕作・管理する農地を示しています。</p> <p>青色の農地は、目標年度において貸出・売却・経営移譲の意向のある農地を示しています。</p> <p>白色の農地は、(昨年4月に実施した)意向調査において、農地所有者の意向が把握できなかった農地を示しています。</p> <p>今後、農業委員会の御協力のもと把握に努め、次年度以降、順次、目標地図に反映させてまいります。</p> <p>黒色の農地は、対象外の農地を示しています。</p> <p>具体的には、宅地等の農地性が無くなった農地や、網掛けで示す市街化区域内の農地です。</p> <p>目標地図（案）の説明については、以上となります。</p> <p>つづいて、今後の地域計画策定までのスケジュールについてご説明します。</p> <p>関係機関から意見をいただいた後、速やかに地域計画書（案）及び目標地図（案）を2週間、農業振興課及び各支所建設産業課の窓口で縦覧します。</p> <p>その結果を踏まえ、3月中に地域計画を策定し、公告する予定としています。</p> <p>つづいて、今後の地域計画策定までのスケジュールについてご説明します。</p> <p>関係機関から意見をいただいた後、速やかに地域計画書（案）及び目標地図（案）を2週間、農業振興課及び各支所建設産業課の窓口で縦覧します。</p> <p>その結果を踏まえ、3月中に地域計画を策定し、公告する予定としています。</p> <p>なお、次年度以降も話し合いを継続し、地域計画は随時変更していくこととしておりますので、引き続きご協力くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>以上、地域計画（案）の説明とさせていただきます。</p> <p>議案第5号について、これより質疑に入ります。</p>
---	--

委員	<p>発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は、「諮問のとおり策定することに異議がない旨」を答申します。</p>
議長	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の11ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、21件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから24ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条31件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。</p> <p>広島法務局福山支局から1件の照会があり、調査の結果、農地性がないことを確認しました。</p> <p>回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、26ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認</p>

<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>申請書の承認について」です。</p> <p>転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。</p> <p>2件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、延期することを承認したものです。</p> <p>次に、27ページから28ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が8件ありました。</p> <p>次に、29ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、取下げ1件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p> <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>— 質問等なし —</p> <p>発言等もないようですので、以上をもちまして2025年（令和7年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p> <p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了いたします。</p>
--	---

午前10時40分閉会